

官公需ポータルサイトリニューアルのお知らせ

中小企業庁が運営する官公庁の入札情報検索サイト「官公需ポータルサイト」が、平成26年8月1日よりリニューアルされました。

国・独立行政法人、地方公共団体等がホームページ上に掲載している多数の入札情報をキーワードや、各種絞り込み検索条件で簡単に探すことが出来ます。

使いやすくなった「官公需情報ポータルサイト」を、ぜひご活用ください。

また、ホームページアドレスが変更になりましたので、リンクをされている場合、リンク先変更等をお願いいたします。

新ホームページアドレス <http://www.kkj.go.jp/>

補助金等のご活用をお考えの方へ 「ミラサポ」未来の企業★応援サイトのご案内

中小企業庁では、中小企業小規模事業者の未来をサポートするサイト『ミラサポ』(<https://www.mirasapo.jp/>)を立ち上げ、施策マップを掲載しています。

国・都道府県・市区町村の支援施策が、ご希望の分野・対象・補助金額などで検索でき、詳細情報を最大50件まで一覧で比較して見る事ができます。ぜひ、ご活用ください。

組合運営

あれこれ

持分の譲渡について

質問

中協法第17条第1項によれば、組合員はその持分の譲渡について組合の承諾を得なければならないことになっていますが、組合はその承諾を総会あるいは理事会どちらで決定すればよろしいですか。また、同条第2項においては、持分の譲渡人が組合員でないときは加入の例によらなければならないことになっていますが、加入の例によるほどの範囲を意味するのですか。

回答

持分譲渡の承諾は、業務の執行に属すると考えられるので加入の承諾の場合と同様理事会で決定すれば足りません。「加入の例による」とは、加入の場合に準じて取り扱うということであるから、譲渡人は組合員たる資格を有する者であって、かつ、その持分を譲り受けると同時に組合に加入する意思を有していなければならないこととなります。また、組合の側においては、その譲渡の承諾に当たっては、正当な理由がなければこれを拒否し、又は承諾に際して不当に困難な条件を付してはなりません。

あなたも組合士に!

1組合1組合士
組合の明日を拓く組合士

検定試験を受けて
組合士になろう!!

平成26年度
中小企業組合検定試験 **12月7日(日)**

- 受験資格 特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。)
- 試験科目 組合会計 組合制度 組合運営
- 試験日 平成26年12月7日(日)
- 試験地 札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松山、岡山、広島、山口、高松、福岡、長崎、大分、宮崎、那覇
- 願書受付期間 平成26年9月1日(月)～10月15日(水)
- 受験料 5,000円(一部科目免除者は3,000円)
- その他 お申し込み方法など詳しくは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。
- お問い合わせ先 都道府県中小企業団体中央会
全国中小企業団体中央会
TEL.03-3523-4905 <http://www.chuokai.or.jp>

主催/全国中小企業団体中央会 後援/中小企業庁 協力/都道府県中小企業団体中央会